

# 骨子案

# ● 骨子案について

○ 前回、同会です承いただいた骨子案を次のとおり変更する。

福岡県感染症予防計画(第4版)	国基本指針(R6.4.1施行)の項目 ※赤字 追加項目	福岡県感染症予防計画(第5版) ※赤字 追加項目 第2回感染症対策連携協議会医療専門部会 参考資料1	福岡県感染症予防計画(第5版) ※赤字 追加項目 今回変更部下線
第1章 総論		第1章 総論	第1章 総論
第1 計画の基本的事項		第1 計画の基本的事項	第1 計画の基本的事項
第2 感染症の予防の推進の基本的な方向	第一 感染症の予防の推進の基本的な方向	第2 感染症の予防の推進の基本的な方向	第2 感染症の予防の推進の基本的な方向
第3 基本的な方向へ取組を進めるためのそれぞれの役割	第十七 特定病原体等を適正に取り扱う体制の確保に関する事項	第3 基本的な方向へ取組を進めるためのそれぞれの役割	第3 基本的な方向へ取組を進めるためのそれぞれの役割
第2章 各論		第2章 各論	第2章 各論
第1 感染症の発生の予防のための施策に関する事項	策二 感染症の発生の予防のための施策に関する事項	第1 感染症の発生の予防のための施策に関する事項	第1 感染症の発生の予防のための施策に関する事項
第2 感染症のまん延の防止のための施策に関する事項	策三 感染症のまん延の防止のための施策に関する事項	第2 感染症のまん延の防止のための施策に関する事項	第2 感染症のまん延の防止のための施策に関する事項
第3 感染症に係る医療を提供する体制の確保に関する事項	第六 感染症に係る医療を提供する体制の確保に関する事項	第3 感染症に係る医療を提供する体制の確保に関する事項	第3 感染症に係る医療を提供する体制の確保に関する事項
	第七 感染症の患者の移送のための体制の確保に関する事項	第4 感染症の患者の移送のための体制の確保に関する事項	第4 感染症の患者の移送のための体制の確保に関する事項
	第十 宿泊施設の確保に関する事項	第5 宿泊療養体制の確保に関する事項	第5 宿泊療養体制の確保に関する事項
	第十一 新型インフルエンザ等感染症外出自粛対象者又は新感染症外出自粛対象者の療養生活の環境整備に関する事項	第6 新型インフルエンザ等感染症又は新感染症外出自粛対象者の療養生活の環境整備に関する事項	第6 新型インフルエンザ等感染症又は新感染症外出自粛対象者の療養生活の環境整備に関する事項
	第九 感染症に係る医療を提供する体制の確保その他感染症の発生を予防し、又はそのまん延を防止するための措置に必要なものとして厚生労働省令で定める体制の確保に係る目標に関する事項	第7 感染症に係る医療を提供する体制の確保その他感染症の発生を予防し、又はそのまん延を防止するための措置に必要な体制の確保に係る目標に関する事項	第7 感染症の予防又はまん延防止のための総合調整・指示の方針に関する事項
	1 協定締結医療機関(入院)の確保病床数	1 協定締結医療機関(入院)の確保病床数	第8 感染症の予防に関する保健所の体制の確保に関する事項
	2 協定締結医療機関(発熱外来)の機関数	2 協定締結医療機関(発熱外来)の機関数	第9 感染症及び病原体等に関する情報の収集、調査及び研究に関する事項
	3 協定締結医療機関(自宅療養者等への医療の提供)の機関数	3 協定締結医療機関(自宅療養者等への医療の提供)の機関数	第10 病原体等の検査の実施体制及び検査能力の向上に関する事項
	4 協定締結医療機関(後方支援)の機関数	4 協定締結医療機関(後方支援)の機関数	第11 感染症の予防に関する人材の養成及び資質の向上に関する事項
	5 協定締結医療機関(人材派遣)の確保人数	5 協定締結医療機関(人材派遣)の確保人数	第12 感染症の予防に関する保健所の体制の確保に関する事項
	6 医療措置協定に基づき個人防護具の備蓄を十分に行う医療機関の数	6 医療措置協定に基づき個人防護具の備蓄を十分に行う医療機関の数	第13 感染症に関する啓発及び知識の普及並びに感染症の患者等の人権の尊重に関する事項
	7 検査の実施件数(実施能力)、検査設備の整備数	7 検査の実施件数(実施能力)、検査設備の整備数	第14 緊急時における感染症の発生の予防及びまん延の防止、病原体等の検査の実施並びに医療の提供のための施策(国及び地方公共団体連絡体制の確保を含む。)
	8 協定締結宿泊施設の確保居室数	8 協定締結宿泊施設の確保居室数	第15 その他感染症の予防の推進に関する重要事項
	9 医療従事者や保健所職員等の研修・訓練回数	9 医療従事者や保健所職員等の研修・訓練回数	第16 感染症に係る医療を提供する体制の確保その他感染症の発生を予防し、又はそのまん延を防止するための措置に必要な体制の確保に係る目標に関する事項
	10 保健所の感染症対応業務を行う人員確保数、即応可能なIHEAT 委員の確保数(IHEAT 研修受講者数)	10 保健所の感染症対応業務を行う人員確保数、即応可能なIHEAT 委員の確保数(IHEAT 研修受講者数)	① 入院病床数(うち重症者用)
	第十二 感染症の予防又はまん延防止のための総合調整・指示の方針に関する事項	第8 感染症の予防又はまん延防止のための総合調整・指示の方針に関する事項	② 発熱外来機関数
	第十三 感染症対策物資等の確保に関する事項	第9 感染症対策物資等の確保に関する事項	③ 自宅療養者等への医療提供機関数
第4 感染症及び病原体等に関する調査及び研究に関する事項	第四 感染症及び病原体等に関する情報の収集、調査及び研究に関する事項	第10 感染症及び病原体等に関する情報の収集、調査及び研究に関する事項	④ 後方支援機関数
第5 感染症の病原体等の検査の実施体制及び検査能力の向上に関する事項	第五 病原体等の検査の実施体制及び検査能力の向上に関する事項	第11 病原体等の検査の実施体制及び検査能力の向上に関する事項	⑤ 人材派遣人数
第6 感染症の予防に関する人材の養成に関する事項	第十五 感染症の予防に関する人材の養成及び資質の向上に関する事項	第12 感染症の予防に関する人材の養成及び資質の向上に関する事項	⑥ 個人防護具を十分に備蓄する協定締結医療機関数
第7 感染症に関する啓発及び知識の普及並びに感染症の患者等の人権の尊重に関する事項	第十六 感染症の予防に関する保健所の体制の確保に関する事項	第13 感染症の予防に関する保健所の体制の確保に関する事項	⑦-1 検査の実施能力
第8 緊急時における感染症の発生の予防及びまん延の防止並びに医療の提供のための施策(国及び地方公共団体連絡体制の確保を含む。)	第十四 感染症に関する啓発及び知識の普及並びに感染症の患者等の人権の尊重に関する事項	第14 感染症に関する啓発及び知識の普及並びに感染症の患者等の人権の尊重に関する事項	⑦-2 地方衛生検査所等の検査機器台数
第9 その他感染症の予防の推進に関する重要事項	第十八 緊急時における感染症の発生の予防及びまん延の防止、病原体等の検査の実施並びに医療の提供のための施策(国及び地方公共団体相互間の連絡体制の確保を含む。)	第15 緊急時における感染症の発生の予防及びまん延の防止、病原体等の検査の実施並びに医療の提供のための施策(国及び地方公共団体連絡体制の確保を含む。)	⑧ 宿泊施設確保居室数
	第十九 その他感染症の予防の推進に関する重要事項	第16 その他感染症の予防の推進に関する重要事項	⑨ 研修・訓練回数
	第八 感染症に係る医療のための医薬品の研究開発の推進に関する事項	第8 感染症に係る医療のための医薬品の研究開発の推進に関する事項	⑩-1 感染症の予防に関する保健所の業務を行う人員
			⑩-2 IHEAT委員の研修受講者数